

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
会議名 (審議会等名)	令和元年度 第2回嬉野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会		
開催日時	令和元年11月27日(水) 14:00～15:30		
開催場所	嬉野市役所 塩田保健センター 2階会議室		
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	犬尾委員、坂口委員、池田委員、樋口委員、 谷口委員、栗山委員、古賀委員、森田委員、 藤山委員、藤田委員、蒲原委員	
	事務局	市長、市民福祉部長、健康づくり課長 同課副課長、同課主任	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	第2回嬉野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
議 題	(1) 佐賀県国民健康保険の一本化について (2) 標準保険税率等（仮係数）を踏まえた令和2年度嬉野市国保税率について (3) 今後のスケジュールについて		
内 容			
審議経過	事務局	(資料確認)	
	市長	(市長あいさつ)	
	会長	(会長あいさつ)	
	事務局	(会議成立の報告)	
	会長	(会議録署名委員の選任) 署名委員を保険医代表として谷口委員、被保険者代表を森田委員に選任してよいでしょうか。	
	委員	《異議なし》	
	事務局	議題（1）『佐賀県国民健康保険の一本化について』説明 (国保の県単位化、一本化の概要) 平成30年度から国保の県単位化、広域化が実現している。国保が抱える年齢構成が高く、医療費水準が高い。また、所得水準が低いといった構造的な課題を制度改革で解消を図ったもので財政運営の責任主体が県になった。 県が財政の主体になったことに伴い、納付金制度が導入された。市町が要した保険給付額を、県から市町へ全額交付するという仕組みになっている。市町にとっては年度当初に確定する納付金額を納めれば財源の不足を招くことがないというメリットがある。さらに国保の残る課題を解消するために、国保の一本化が方針として決定している。これは現在市町ごとに異なる保険税率を、令和9年度に統一することを仮目標とし、これにより保険税負担の不公平感解消と、想定外の医療費増加に対	

審議経過		<p>応するなどのリスク分散機能が期待されている。</p> <p>(佐賀県国保の将来推計)</p> <p>佐賀県試算による令和 9 年度の将来推計。現行の保険制度が継続した前提。保険給付費は令和 3 年にピークを迎えるが令和 9 年には減少することが見込まれる。ただし一人当たり医療費（保険給付費）が増加傾向にあるため、被保険者数の減のペースの割に保険給付費の抑制は進まない。被保険者数は令和 9 年度までに継続して減が見込まれる。県内の税一本化がなされた想定で標準保険税率医療分所得分は約 3 パーセントの増が見込まれる。</p>
	委員	<p>所得割が令和 9 年度にむけてずっとあがっていき、所得は減の傾向である。可処分所得が減り、社会保障費が上がるとなれば、覚悟を決めておかなければ。これだけの医療サービスを受けられる国であるから、相応の負担が必要であることは理解しているが、県一本化で理想的な制度ができて一気に解消したわけではない。</p>
	事務局	<p>そのあたり医療費をいかに削減するか、少子化対策をいかに実行するか。色々な要素が絡んできますが、取組がうまくいけば標準保険税率を削減できるでしょう。</p>
	委員	<p>健康診断の取組などが医療費の削減に反映した具体的な資料等はないですか。</p>
	事務局	<p>ジェネリック医薬品活用の効果額でている。嬉野では進んでいる取組で医療費を圧縮した資料でている。また別の話で、糖尿病にかかると一人あたり年間500万円のお金がかかる。糖尿病にならないよう重症化の一手手前で食い止めていく。そういう取り組みを通じて医療費を抑制することが大事かと思います。</p>
	事務局	<p>議題 (2)『標準保険税率等（仮係数）を踏まえた令和 2 年度嬉野市国保税率について』説明</p> <p>県が示した令和 2 年度の仮係数を反映した標準保険税率の説明。医療分所得割率が微減だが、後期介護分所得割率は増。すべての均等割額、平等割額が増である。</p> <p>標準保険税率を反映した場合、年間保険税額がどれだけ増減するかを所得ごとのモデルケースで説明。また、令和 9 年の一本化時に想定される標準保険税率でモデルケースの年間保険税額がどれだけ増えるかを説明。</p>

審議経過	委員	均等割の軽減世帯は全世帯の何パーセントですか。
	事務局	嬉野市では軽減世帯が約 50 パーセントです。
	会長	保険税率案ですけども、県が示した標準保険税率に基づいて試算がしてあります。何かなければその通りいくのかという感じもしますけども。
	委員	今年税率を上げなければ、しわ寄せが必ずくるんですよね。毎年あげなければ 9 年目に大きくあがる。だからなるべく緩やかにということでも少しずつあげるということですよ。
	事務局	推計の前提として現段階の制度が続いているということで、変わっていく可能性はありますが、ある程度まで今の制度でいけば必ず上がっていくことが推定されます。
	委員	もっとあがる可能性も、もちろんあるということですよ。
	事務局	今後の医療費の適正化や、国の財政支援、制度の改革等を考慮しなければこういった方向がみえてくるという危機感をもつ必要があります。令和 9 年度の目標がありますが、先延ばしするほどつけがでてくるというところはあります。
	会長	今回は確定した係数をもとに議論することになりますので、この 2 号議案については考え方を整理したということでもよろしいでしょうか。
	事務局	議題 (3) 『今後のスケジュールについて』説明 1 月の運営協議会で令和 2 年度の国保税率について諮問答申をいただき、議会への税率改正の議案提出という流れになります。 答申に際しては県の標準保険税率に合わせた内容であっても、運営協議会からの付帯意見を条件とした答申を行っていただくことができます。
	会長	答申に際して、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただければと思います。 (閉会)